

介護保険における暫定サービス利用時の 居宅介護（介護予防）サービス計画作成届出の取り扱いについて

【概要】

介護保険法により、暫定サービスの利用にあたっては保険者へ「居宅（介護予防）サービス作成依頼の届出」（要支援からの区分変更等を含みます）を申請した被保険者が、認定前に暫定ケアプランに基づいてサービスを利用する際、暫定ケアプランは、サービス利用時の要介護度を想定して作成、確定後の要介護度が想定したものと異なる場合には計画を作成し直します。

仮に、認定結果が「自立」と判定された場合や、保険給付の対象とならぬサービス利用があった場合（例えば、認定された要介護度が暫定サービス計画で想定したものより低かったために支給限度基準額を超えた場合）には、被保険者は原則としてその分の費用を全額支払わなくてはならなくなるため、暫定サービス利用者に対する十分な事前説明が必要です。

新規認定者申請者が、認定前にサービスを利用する際の手続きについて、次のとおり取り扱うこととします。

1. 明らかに要介護認定の可能性の被保険者の暫定サービス計画

- ・居宅介護支援事業所が計画作成を行います。
- ・被保険者（家族）が希望するサービス内容などを確認しながらアセスメントを行い、規定した要介護度に基づいた暫定サービス計画を作成してサービスを利用します。
- ・居宅介護支援事業所は、居宅サービス計画作成依頼届出書を那須塩原市に提出します。

2. 明らかに要支援の可能性の被保険者の暫定サービス計画

- ・介護予防支援事業所または当該地域包括支援センターから委託を受けた居宅介護支援事業所が計画作成を行います。
- ・被保険者（家族）が希望するサービス内容などを確認しながらアセスメントを行います。介護予防プランの位置付等について事前説明を行い、暫定サービス計画を作成して

サービスを利用します。

- ・介護予防支援事業所は介護予防計画作成依頼届出書を那須塩原市に提出します。
(委託の場合の届出は地域包括支援センターが行うようお願いします。)

3. 要支援になるか要介護になるか想定が困難な被保険者の暫定サービス計画

- ・暫定ケアプランの作成は極力居宅介護支援事業所が行うことを推奨します。

(介護予防支援事業所が計画作成を行う場合は、居宅介護支援事業所との連携をお願いします。)

- ・被保険者(家族)が希望するサービス内容などを確認しながらアセスメントを行い、想定した要介護度に基づいた暫定サービス計画を作成してサービスを利用します。

- ・居宅介護支援事業所(または地域包括支援センター)は、居宅サービス計画作成依頼届出書(または介護予防計画作成依頼届出書)を那須塩原市に提出します。